

## つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月10日（火）午後1時30分から午後1時57分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎2階 第3会議室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	10番	齊 藤 常 夫
会長職務代理	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	海老原 茂
委 員	2番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	飯 泉 秀 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	6番	前 島 守
委 員	7番	菊 地 典 夫
委 員	8番	羽 田 茂
委 員	9番	矢 口 剛

農業委員会事務局職員（4人）

事 務 局 長	岩 本 将 史
事務局長補佐	石 神 正 夫
主 査	大久保慎太郎
係 長	村 田 晃 良

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	非農地証明発行可否について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
- 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

#### 報告事項

- ①農地法第 5 条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

## 7. 会議の概要

### 1. 事務局（岩本事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和 2 年 3 月定例総会を開催いたします。

携帯電話等につきましては、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い致します。

それでは、定例総会の開催にあたりまして、齊藤会長より皆さんにご挨拶申し上げます。

### 1. 議長（齊藤会長）

皆さん、大変お忙しい中そしてまた足元の悪い中、3 月の定例総会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

現在、新型コロナウイルスが発生しまして、全国の小中高校が臨時休校となり、そしてまた各種イベントも中止になるなど、各種の防止策が行われております。私たちもその一環としてマスク着用といたしましたので、皆様方のご協力をよろしくお願いします。

さて、冬場の時期になりますと色々な各種の行事が行われていますが、中には無許可で行われているケースも時々見受けられます。農地の改良も含みまして、無許可でこうした行動が行われないように、皆様方にパトロールを是非強化していただきたいと思っております。

新ためてパトロールするのではなくて、常日頃出かける際にこうした無許可、違法な工事がおこなわれていないか、注意しながら見ていただきまして、万が一そうした違法転用などがありました時には、事務局にご連絡いただくよう是非皆様にご協力をお願いしたいと思います。

本日の総会は、議案 6 件と報告事項 3 件となっております。皆様の慎重な審議をお

願いしまして、簡単ですけども挨拶といたします。よろしく願います。

#### 1. 事務局（岩本事務局長）

はい、ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名全員出席でございます。

委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

#### 1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めさせてまいりますので、ご協力の程よろしく願います。

まず、最初に議事録署名委員の選出でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声）

#### 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。異議なしという声ございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。7番菊地委員、8番羽田委員2名に議事録署名委員をお願いしたいと思います。書記は、事務局でお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

#### 1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は2件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は太陽光発電設備メンテナンス用の進入路として使用するための売買となっております。申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも畑，面積は249㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は駐車場・車庫・物置用地として使用するための賃貸借となっております。申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも田，面積は49㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記田，現況雑種地，面積は658㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番，地目は登記田，現況雑種地，面積は1,248㎡，■■■■字■■■■■■■■■■

■番■，地目は登記畑，現況雑種地，面積は1.74㎡，■字■番■，地目は登記田，現況雑種地，面積は1.4㎡，合計5筆1,970.74㎡でございます。以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

はいそれでは，現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。まず伊奈地区につきまして，5番中山職務代理報告をお願いします。

### 1. 中山職務代理

はい，3月3日に行った書類審査，現地調査結果について報告します。メンバーは，齊藤会長，萱橋委員，菊地委員，私，事務局より岩本局長，大久保主査の6名で行いました。

受付番号1番，地図は2ページになります。申請地は，市立東小学校の北側にあり，現地は，きれいに管理されていました。

申請地の農地区分は，おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請者は，既に申請地の隣接地に太陽光発電設備を設置しており，定期的なメンテナンスを行うための進入路として使用するために申請されたものです。関係他法令との調整もされており，進入路として利用するための許可要件を満たしていると考えます。各委員のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

はい，続いて谷和原地区につきまして，3番飯泉委員報告をお願いします。

### 1. 飯泉委員

はい，5条について報告させていただきます。3月3日の午後に行った書類審査と現地調査結果について報告いたします。当日は齊藤会長，海老原委員，矢口委員，私，岩本局長，大久保主査で行いました。受付番号2番，地図は3ページになります。

現地はつくばエクスプレスの車両基地の西の端，引き込み線と反対側の守谷市との境に位置します。

申請地の農地区分は住宅等が連なった場所であり，土地改良事業については未施行であり，また現地の農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため，2種農地と判断いたしました。

申請地は登記簿上は、田と畑の合計1,970.74㎡と、雑種地等が908㎡、合計2,878.74㎡を利用しまして、事業者の駐車場の整備及び車庫1棟、物置1棟の建築を行う計画となっております。

資金計画につきましては自己資金で賄い、また関係他法令との調整もされており、事業計画に関する書類及び事業経歴書等につきましても、駐車場、車庫、物置用地としての整備の許可要件を満たしていると考えます。各委員のご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず受付番号1番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

#### 1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願ひます。

（挙手あり）

#### 1. 議 長（齊藤会長）

はい、羽田委員どうぞ。

#### 1. 羽田委員

この申請番号2番に関してですね、以前も駐車場として出たかと思うのですが、この会社は車両台数とか、かなり多いのですか。今回の面積が約2,800㎡とかなり大きいので、この辺どうなのでしょう。

#### 1. 議 長（齊藤会長）

はい事務局、分かる範囲で回答願ひします。

#### 1. 事務局（大久保主査）

はい、お答えさせていただきます。車庫ということで、高速道路が凍結したときなどに対応する車両の置場として、トラック3台とパッカー車1台のスペースになります。その他外に置くのが、トラック9台、パッカー車3台、営業車1台、回送車1台、あと

従業員用の駐車場が必要なため、今回の申請規模の面積となっています。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

よろしいですか。

1. 羽田委員

はい。

1. 議長（齊藤会長）

その他ございますか。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第1号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成で、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は2件となっております。4ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも田，面積は122㎡の小作地，契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも田，面積1,467㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい、続いて現地確認及び書類審査の結果報告をいただきたいと思います。9番矢口委員報告をお願いします。

#### 1. 矢口委員

3月3日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。当日は午後1時30分より齊藤会長、事務局長、大久保主査、海老原委員、飯泉委員、私で行いました。

受付番号1番、地図は5ページになります。申請者は、自作地と借入地あわせて約313アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田1筆122㎡で、規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、地図は6ページになります。申請者は、自作地約98アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、小麦を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田1筆1,467㎡で、規模拡大のため売買により譲り受け、小麦を作付する予定です。

以上のことから、1番2番については農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま。各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。早速これより審議をいたします。まず受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい、ないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。  
(全員挙手)

**1. 議 長 (齊藤会長)**

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

**1. 議 長 (齊藤会長)**

続いて議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

**1. 事務局 (大久保主査)**

議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は1件となっております。7ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記畑，現況宅地，面積は700㎡でございます。以上です。

**1. 議 長 (齊藤会長)**

はい、それでは書類審査及び現地確認の報告を、7番菊地委員報告をお願いします。

**1. 菊地委員**

それでは、3月3日に行いました書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、議案第1号で中山職務代理の方から報告のありました時と同じ6名で行いました。受付番号1番、地図は8ページになります。

今回提出されました受付番号1番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、作業場兼納屋が2棟立っており、昭和54年9月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き(農地転用関係)に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われまます。各委員のご審議をお願いいたします。

**1. 議 長 (齊藤会長)**

はい、現地確認及び書類審査の報告が終わりましたので審議いたします。議案第3号



について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい、ないようですので採決いたします。

議案第3号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第3号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

#### 1. 議長（齊藤会長）

続いて議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

#### 1. 事務局（石神補佐）

それではご説明いたします。議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」こちらにつきましては、9ページの農用地利用集積計画総括表の中からご説明いたします。

まず新規案件といたしまして、田が28筆の47,650㎡、畑が12筆の10,739㎡、合計で40筆の58,389㎡。貸し手が13,借り手が10となります。

更新の部ですが、田が18筆の51,658㎡、畑が2筆の2,435㎡、合計20筆の54,093㎡となります。貸し手が13の借り手が11となります。

合計でいきますと、田が46筆の99,308㎡、畑が14筆の13,174㎡、合計60筆で112,482㎡。貸し手が26の借り手が21となります。権利の設定開始は令和2年4月1日からとなっております。

詳細につきましては、10ページから12ページとなります。以上です。

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい、これより審議していきますが、12ページの受付番号54番は菊地委員が議事参与の制限となっております。さらに55番が、中山職務代理が議事参与の制限となっております。また、56番、57番は前島委員が議事参与の制限となっております。続いて5

8番から60番は萱橋委員が議事参与の制限となっています。したがって、5つに分けて審議をまいりますので、ご協力をお願いします。

まず最初に、受付番号1番から53番まで審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

**1. 議長（齊藤会長）**

それでは採決いたします。議案第4号の受付番号1番から53番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

**1. 議長（齊藤会長）**

はい、ありがとうございました。採決の結果、1番から53番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

**1. 議長（齊藤会長）**

続いて、54番を審議いたします。菊地委員の退席をお願いします。

(菊地委員退席)

**1. 議長（齊藤会長）**

それでは審議します。54番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

**1. 議長（齊藤会長）**

ないようですので採決いたします。受付番号54番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

**1. 議長（齊藤会長）**

はい、ありがとうございます。全員賛成により、54番も原案のとおり許可することに決定いたしました。菊地委員の復席をお願いします。

(菊地委員復席)

1. 議 長（齊藤会長）

続いて55番を審議いたします。中山職務代理の退席をお願いします。

（中山職務代理退席）

1. 議 長（齊藤会長）

55番を審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。55番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、55番は原案も原案のとおり許可することに決定いたしました。中山職務代理の復席をお願いします。

（中山職務代理復席）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて受付番号56番、57番について審議いたします。前島委員の退席をお願いします。

（前島委員退席）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、56番、57番を審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。56番、57番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、56番、57番は原案のとおり許可することに決定いたしました。前島委員の復席をお願いします。

(前島委員復席)

1. 議長(齊藤会長)

続いて58番から60番を審議いたします。萱橋委員の退席をお願いします。

(萱橋委員退席)

1. 議長(齊藤会長)

それでは、58番から60番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので採決いたします。58番から60番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、58番から60番も原案のとおり許可することに決定いたしました。萱橋委員の復席をお願いします。

(萱橋委員復席)

1. 議長(齊藤会長)

以上審議の結果、議案第4号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の(案)を削除をお願いします。

1. 議長(齊藤会長)

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局(石神補佐)

はい、それではご説明いたします。議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条

の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」こちらの方につきましても13ページの農用地利用配分計画（案）総括表の中からご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が60筆の110, 933㎡, 畑が9筆の11, 428㎡, 合計69筆で122, 361㎡となります。貸手が7で借手が1団体となります。権利の設定は、令和2年5月1日からとなっております。

詳細につきましては、14から17ページを参照ください。以上です。

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい、事務局説明終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第5号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

#### 1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

#### 1. 事務局（石神補佐）

はい、ご説明いたします。議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」こちらにつきましても18ページの農用地利用配分計画（案）総括表の中からご説明いたします。

新規案件のみとなっております。田が140筆で314, 678㎡, 畑が13筆の17, 924㎡, 合計153筆の332, 602㎡。貸手が33, 借手が5となります。権利の設定は、令和2年5月1日からとなっております。

こちらにつきましては、市の方から意見を求められているものでございます。詳細につきましては、19ページから26ページとなります。以上です。

**1. 議長（齊藤会長）**

はい、事務局説明終わりましたので、これより一括して審議いたします。

議案第6号についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

**1. 議長（齊藤会長）**

ないようですので採決いたします。議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

**1. 議長（齊藤会長）**

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

**1. 議長（齊藤会長）**

議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項3件、一括して事務局より報告をお願いします。

**1. 事務局（岩本事務局長）**

報告事項 ①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。27から28ページになります。

今回、専決処分したものは6件です。自己住宅建設のための売買が3件。モデルハウス建設のための売買が3件です。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は29から32ページになります。今回の合意解約は8件です。解約の理由は、全て耕作者変更のためのものとなります。

続きまして、報告事項③「制限除外の農地の移動届について」をご報告します。議案書は33ページになります。今回の移動届は3件です。電線を架設するための装置設置が1件。携帯電話用のアンテナ敷地とするためのものが2件です。以上でございます。

## 1. 議 長（齊藤会長）

以上で全ての議題が終わりました。これをもって本総会を閉会といたします。